

# 地域福祉計画について

# 地域福祉計画とは

社会福祉法（第 107 条）【平成 15 年 4 月施行】【平成 30 年 4 月 1 日改正法施行】

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

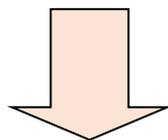
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 変更点

※1 地域福祉計画の策定…任意から努力義務へ

※2 第1項と第5項を計画に盛り込むべき事項に追加

○「1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」



つまり、これらの事項を盛り込むことで、根拠法を異にする他の計画（老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、健康増進計画など）の「上位計画」としての位置づけが必要

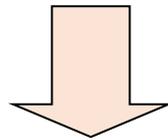
○「5 前条第一項各号」とは

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

3 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う態勢の整備に関する事業



つまり、「包括的な支援体制の整備に関する事項」

# 地域福祉計画とは

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について  
(一人ひとりの地域住民への訴え)【平成 14 年 1 月 28 日 (社会保障審議会福祉部会)】

## ○ 地域福祉推進の目的

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」

## ○ 地域福祉推進の理念

### (1) 住民参加の必要性

地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴

### (2) 共に生きる社会づくり

地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠

### (3) 男女共同参画

地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要

### (4) 福祉文化の創造

地域住民自らが主体的にかかわり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながる。

# 地域福祉計画とは

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について  
(一人ひとりの地域住民への訴え)【平成 14 年 1 月 28 日(社会保障審議会福祉部会)】

## ○ 地域福祉推進の基本目標

### (1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加

地域社会の全構成員(住民等)がパートナーシップの考えを持つことが重要

### (2) 利用者主体のサービスの実現

利用者の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要

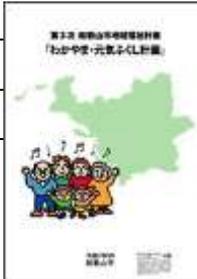
### (3) サービスの総合化の確立

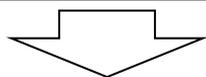
多様なサービスの十分な連携による総合的な展開が不可欠

### (4) 生活関連分野との連携

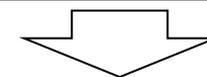
福祉、保健、医療と教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要

# 和歌山市における策定経過について

	地域福祉計画		【参考】地域福祉活動計画
策定主体	和歌山市		和歌山市社会福祉協議会
策定経過	平成17年3月 和歌山市地域福祉計画作成 平成22年3月 第2次和歌山市地域福祉計画作成 平成27年3月 第3次和歌山市地域福祉計画作成 令和2年3月 第4次和歌山市地域福祉計画作成（予定）		平成19年9月 地域福祉活動計画作成 平成22年4月 第2次地域福祉活動計画作成 平成27年4月 第3次和歌山市地域福祉活動計画作成 令和2年4月 第4次和歌山市地域福祉活動計画作成（予定）
策定根拠 (改正前)	(社会福祉法107条) 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 (厚生労働省社会保障審議会による策定指針) 『地域住民に最も身近な行政主体である市が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ確保し、提供する体制を計画的に整備することを内容とした計画』		(厚生労働省社会保障審議会による策定指針) ・地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。 ・なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。



市町村が地域福祉を総合的に推進するために進むべき方向を明らかにするための計画



地域住民自らが地域福祉の推進に取り組むための民間行動計画